

議案第69号

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部改正に
ついて

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のように定めるものとする。

令和3年11月30日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町スポーツ施設である大口町屋内運動場を廃止する
ことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正
する条例

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例（平成6年大口町条例第
22号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「別表第5」を「別表第4」に改める。

第14条第1項の表屋内運動場の項を削る。

別表第1大口町屋内運動場の項を削る。

別表第3を削り、別表第4を別表第3とし、別表第5を別表第4とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧					
<p>(利用料金)</p> <p>第13条 利用料金は、別表第2から別表第4までに定める区分により、その範囲内において指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>(利用時間及び休場日)</p> <p>第14条 施設の利用時間及び休場日は、次の表に定めるところによる。</p>			<p>(利用料金)</p> <p>第13条 利用料金は、別表第2から別表第5までに定める区分により、その範囲内において指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>(利用時間及び休場日)</p> <p>第14条 施設の利用時間及び休場日は、次の表に定めるところによる。</p>					
施設名	利用時間	休場日	施設名	利用時間	休場日			
略	略	略	略	略	略			
2 略			2 略					
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)					
大口町スポーツ施設の名称及び位置			大口町スポーツ施設の名称及び位置					
名称	位置		名称	位置				
略	略		略	略				
			大口町屋内運動場		大口町城屋敷一丁目 308番地			
			別表第3 (第13条関係)			大口町屋内運動場の利用料金		
					時間	1時間当たりの基準		
			区分				額	
			運動場				520円	
			照明				260円	
			備考			1 大口町に在住又は在勤する者以外のものが利用する場合の基準額は、表に定める額の2倍とする。		
						2 活動拠点が大口町内にない団体が利用する場合の基準額は、表に定める額の2倍とする。		

新	旧
<u>別表第3</u> （第13条関係） 略	<u>別表第4</u> （第13条関係） 略
<u>別表第4</u> （第13条関係） 略	<u>別表第5</u> （第13条関係） 略

改 正 要 旨

1 改正理由

大口町スポーツ施設である大口町屋内運動場は、現在、（仮称）大口北防災拠点施設改修工事が進められ、地域の防災拠点施設として整備されているところです。

改修後の本施設は、スポーツ施設としての位置付けが地域の防災拠点施設及び地域住民による自治活動の推進を図るための拠点施設へと変更となるため、大口町スポーツ施設である大口町屋内運動場を廃止することとし、該当部分について改正するものです。

2 施行期日

令和4年4月1日から施行します。